

契約締結にあたっての留意事項

大阪府総務部契約局総務委託物品課

1. 法令順守について

- 受注者は、契約締結にあたって、入札心得及び契約書に記載のとおり、関係法令、とりわけ労働基準法(昭和22年法律第49号)等労働関係法規を遵守しなければなりません。
また、法令違反行為があった場合には、契約解除を始め、違約金や損害賠償請求のほか、入札参加停止等の措置を行うことになるので、留意願います。

2. 契約保証金について

- 契約締結にあたっては、契約金額(消費税及び地方消費税を含んだ額)の100分の5以上(円未満の端数は切上げ)の額を契約保証金とし納付頂きます。
- 納付については、契約局が発行する「納付書」を用いて金融機関で納付願います。納付に際しては、納付金額、納付者名等を確認の上、納付下さい。
(契約保証金の返還については、契約履行検査に合格後、速やかに返還請求書を発注課に提出して下さい。請求書の提出がないと返還できません。契約保証金は、登録口座に返還いたします。)
- 次の①又は②のいずれかの条件を満たせば契約保証金は免除されます。

① 保険会社との間に大阪府総務部契約局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合

[加入要領]

契約名	業務名称(契約書頭書のとおり)		
履行場所	大阪府〇〇部〇〇課の指定する場所(契約書頭書のとおり)		
契約金額	円 (注意)		
履行期間 (※契約期間)	※平成	年	月 日から 平成 年 月 日まで
契約年月日	平成	年	月 日(大阪府との契約締結予定日)
保証金額	円 (契約金額の5%以上)		
保険の種類	履行保証保険	契約の種類	工事請負以外の請負契約
特約条項	定額てん補		
被保険者	大阪府総務部契約局長 阿形 公基 (アガタ コウキ) 大阪府中央区大手前2丁目		
保険期間	※平成	年	月 日から 平成 年 月 日まで
証券作成日	平成	年	月 日

※日付は同日になるようにしてください。(開始日は、大阪府との契約締結予定日以前の日付)

② 契約保証金免除申請書を提出する場合

国又は地方公共団体等と契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間にすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

【用語の説明】	
過去2年	申請日(契約日)から2年以内に履行が完了しているもの。
国又は地方公共団体等	独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、沖縄振興開発金融公庫を含む。
契約の種類	原則として、電子入札公告1中に示す種目コードが属する「契約の種類」の区分（下記アドレス参照） http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/service/keiyakushumoku.html
規模をほぼ同じくする	契約金額の7割に相当する金額以上のもの。
数回以上	2回以上

- ・ただし、長期継続契約(大阪府長期継続契約に関する条例の規定に基づく長期継続契約)による場合の「規模」の基準となる契約金額は、契約書に契約月額に記載があるときは契約月額に12を乗じて得た金額を指し、契約書に契約月額の記載がないときは契約総額を契約月数で除した額(円未満切上げ)に12を乗じて得た金額を指すものとする。

3. 契約書について

- ・契約書は、2通作成し(袋とじ)、表裏両面のとじ代への割印をお願いします。
- ・「仕様書」、「個人情報取扱特記事項」、等がある場合は、綴じ込んで袋とじをして下さい。
- ・印紙は、所定の額を貼付し割印をお願いします。(貼付は1通のみ。)

4. 誓約書及び受付票について

- ・契約金額500万円以上の案件については、様式11誓約書を提出願います。
- ・別紙を参考に取得した「受付票」に、実印、使用印を押印、印鑑証明書原本を添付し、契約書と同時に提出をお願いします。

5. 口座情報登録について

- ・契約代金支払いに係る口座情報を電子申請で登録をされていない方は、「大阪府ホームページ」から、「オンラインサービス」→「電子入札」→「電子調達(電子入札)システム」→「電子申請システム」にログインし、「口座情報登録」で登録してください。

(電子申請システムのログインには、ID、パスワードを事前にご確認ください。)

お問い合わせ

大阪府総務部契約局総務委託物品課委託役務G 06-6944-6270 FAX06-6944-6128

以上、お手数ですが、手続き方よろしくお願いたします。